

一人で悩まず気軽に相談を!

どのような相談ができるの?

商品の購入やサービスの提供などで生じる契約トラブルや、商品の品質や性能についての苦情や問い合わせに対応します。相談は無料です。

誰でも相談できるの?

市内在住のみなさんからの相談に応じます。

具体的に何をしてくれるの?

まず、相談員が相談内容を詳しく聞き取ります。内容によって、消費者が事業者と自主交渉するための「助言」や「情報提供」を行います。消費者と事業者の交渉力に格差があると判断すれば、相談員が間に入って話し合いの調整を行います。また、専門家の支援が必要な場合は適切な機関を紹介します。

事業者の信用性について教えてもらえますか?

特定の事業者の信用性については情報提供していませんが、被害に遭わないためのアドバイスをしています。

相談内容は外部に漏れないの?

相談員には守秘義務があり、個人情報を含め相談内容が外部に漏れることはありません。



★消費生活センターは様々な消費者問題に関する被害を未然に防止するため、消費者教育講座や出前講座なども行っています。

詳しくは、消費生活センターまでご連絡ください。(☎047-390-0086)

浦安市消費生活センター 浦安市役所10階

相談専用電話：047-390-0030

相談日：月～金（祝日及び振替休日、年末年始を除く）

相談時間：午前10時～午後4時